

令和7年3月18日環境清掃部清掃リサイクル課

# 江東区災害廃棄物処理計画改訂案について

#### 1 計画案

資料 4-2 のとおり

### 2 素案からの主な変更点

頁	変更内容
9	「表 1-3 過去の災害の災害廃棄物処理期間」における数値等を一部更新
14	<被害想定に基づく災害廃棄物の発生量(推計)>に係る推計式及び推計 式に用いる係数を追加
15 16	「図 1-4 江東区洪水ハザードマップ【洪水氾濫】」及び「図 1-5 江東区 高潮ハザードマップ【高潮氾濫】」を最新版に更新
65	「協定一覧」について、現行計画策定以降に締結された協定等を追加

# 3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和6年12月11日(水)~令和7年1月6日(月)

(2) 公表方法

区報 12 月 11 日号 5 面、区ホームページ、清掃リサイクル課・清掃事務所窓口、 こうとう情報ステーション

- (3) 意見の提出方法 区ホームページ、メール、郵送、ファックス、清掃リサイクル課窓口
- (4) 意見提出数 4件(2人:50代)

### (5) 意見内容

項目 意見(要旨)

#### 区の考え方

#### 第2章災害廃棄物対策

第3節応急対策期(約1か月~3か月) 第4節災害復旧・復興期(約4か月以降)

1 江東区の正規職員の人員削減が続く中、災害発生時に取り組む事項が多くある。十分な知識があり、その場で決定できる人員を配置しておかなくては、災害時の対応は不可能と思う。また、訓練など日常的に行う必要もあると思う。

環境清掃部を中心に関係部署と連携し、処理体制を 構築しますが、被災状況に応じて、都の災害廃棄物 処理の経験者等や個別の協定、D. Waste-Net、災害 廃棄物処理支援員制度(人材バンク)を活用し、人 材や資機材の確保に努めます。

また、定期的に情報伝達を始めとした訓練や勉強会等を行っていますが、引き続き本計画の基本方針に基づき、災害廃棄物に関する継続的な教育・訓練を実施してまいります。

#### 資料編

#### 2トイレ設置の考え方

2 本計画にトイレの設置は入っているのか。

避難所等のトイレ設置については、江東区地域防災計画などで考え方を示しており、携帯・簡易トイレ等の備蓄など、利便性を考慮した備蓄を進めています。ご意見を踏まえ、快適に使用できるトイレ環境について、実災害での有効性や教訓を整理しつつ、引き続き検討してまいります。

なお、し尿処理に関しては関係機関や協定事業者等 と連携し、対応してまいります。

#### 計画書全体に対するご意見

#### 作業員の確保

3 災害時の廃棄物処理は、解体 や運搬といった作業が中心 と思われるため、土木作業員 の確保が必要である。正規職 員が削減されているが、短期 雇用や外部の業者などの人 材が常に確保出来る保証が ないと思う。

庁内連携に加え、土地勘のある事業者という観点なども考慮しながら、一般廃棄物収集運搬業者、産業 廃棄物収集運搬業者、建設事業者等との協定等を活 用し、人材等の確保に努めます。

#### その他

# ごみ屋敷状態の家屋

4 災害時のごみ問題も重要だが、現在、ごみ屋敷状態となっている家屋をどうにかしたほうがいいと思う。

平常時より、自宅内にある使用する意思のない家電 製品や粗大物といった退蔵品等の処分について、周 知・啓発を行ってまいります。